

新大綱策定会議メンバーからの提出資料

2012年4月24日

第17回新大綱策定会議審議についての意見

委員 浅岡美恵

第1、小委員会での試算条件と今後の選択枝の議論との関係について

2012年4月19日の原子力発電・核燃料サイクル技術等検証小委員会での資料と検討状況が4月19日夕刊及び4月20日朝刊各紙で報道されており、これらをさらに絞り込んで、当会議からエネルギー・環境会議に報告するとされる「政策の選択枝」となるかの報道もある。以下のとおり、第16回会議からの経緯に照らし、小委員会での試算と選択枝の関係について、本日の会議においてその議論状況を資料とともに報告いただいた上で、今後の選択枝の検討の方針を議論する必要がある。

- (1) 意見分類Ⅱは、今後10年程度（2020年頃）を目安にした期間におけるものであり（重要政策課題の整理(案) 0はじめに）、意見分類Ⅱは、事故前からの低減は当然として、2020年までに一定水準になるとの趣旨と理解され、また、意見分類Ⅲは、「一定の期間をもってゼロとする」ものであって、2020年にゼロとするものではない（事務局からの意見分類Ⅰ、Ⅱ、Ⅲの想定についての質問にこれまで回答がなかった）。

しかるに、小委員会での試算は、Ⅱについて、現在段階で5000kW存在するものとし、2030年までかけて低減させて2030年に20%に至るとし（現実的な想定ではない）、Ⅲについてゼロとなるのを2020年として試算することとしたものである。Ⅲについて2020年としたのは、政策変更費用として、六ヶ所村の再処理施設の廃止費用をここに加算した試算とすること（その不当性は後述）を意図したためと勘ぐられても仕方がないのではないか。このように、極めて恣意的な条件の選択がなされており、これをもって、選択枝の設定の前提としていくことは不当である。

- (2) 同小委員会の試算は、第16回資料3-2、10、11頁の設定条件のもとに試算したものである。これは、「重要政策課題の整理(案)」の意見分類Ⅰ、Ⅱ、Ⅲに対応するものとの趣旨と理解され、第16回会議で鈴木座長から、この定量評価条件は3月26日の小委員会で合意したと説明されたが、同委員である伴委員は第16回会議で、稼働利率を70%とすべきなど、これに異議を述べている（議事録40頁）。少なくとも十分な議論がなされた上ではない。私も、第16回会議でこの設定に重ねて異議を述べている（議事録54頁）。

- (3) 第16回資料3-2、10、11頁の設定について、小委員会鈴木座長は、

○ 核燃料サイクルの選択枝を提示することがミッションであるので、比率そのもの

について議論があることは前提のうえで、議論の材料のための計算であること（議事録53頁）、

- 定量評価の持っている意味についてもちょっと誤解がある。我々、検討小委員会の数値が大綱策定会議の前提になるわけではなくて、我々は核燃料サイクルの将来の可能性の評価のために数値を見たい。そのためにできるだけ幅を広げてみる（議事録54頁）

と説明してきた。

- (4) 第16回資料3-2, 10, 11頁は、近藤委員長も、「ケーススタディ」であり、他の試算も簡単にできると言明した上で、なされた試算である。

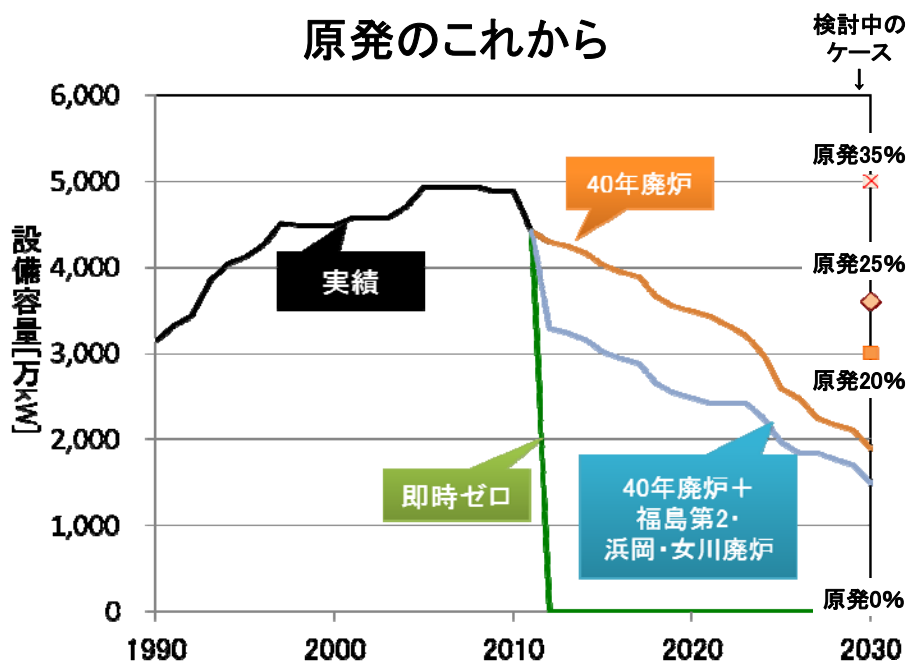
- 小委員会としての作業計画をご説明いただいたんですが、マクロモデルを回すよりは、この作業はレイバー・インテンシブではないと思っていますので、そこはいろいろ対応可能かと思えますけれども、しかし原則的にこれでやって、今日のご意見も踏まえて、バリエーションというのは、センシティブティ・スタディということはあると思います。ですから、今日のところはこのような格好で作業を、さっき座長がまとめられたようにご意見があることを承知しつつということであるとすれば、私はこのようなことでやっていただくべきだというふうに思いますが、浅岡委員のようなご意見があるということは認識しつつということで、作業を進めていただければと思います（53-54頁）。

- 1、2、3、4ととにかく意見はこのぐらいの範囲で分布していますよということを確認して、さらにその作業を進めるという仕事をやってみたわけですが、その結果としてとは言わないけれども、基本問題委員会もそういう作業をしなければならないということで、そういうふうにつながってきているというふうに私は勝手に自賛してしまっていて、今度はそれを核燃料サイクルの処理を計算するということになりまして、スナップショットというのではいかんのであって、その線を引いてみなければならない。時間的な線を引いてみなければならないということで、線を引いてみるとまさしく浅岡委員、金子委員がご指摘の意味は、実は2030年何%と言っているけれども、実はもっとバリエーションがあるはずで、むしろリアリティがないなということも、線を引いてみて初めて、もうお気づきだったのかもしれませんが、多くの方は線を引いてみると、そこにリアリティの問題があるなということに気づかれたと。それで、この線を実はもっと変えたほうがいいのかというご提案をいただいたということだと思います。こういう作業が、ある程度、大胆な割り切りで線を引いたりして計算してみたりして、それを見ながらまた考えがたくさんあるに違いないところ、それを詰めていって政策のパッケージにまとめていくことだと思います。そういうプロセスだというふうに私は思っていて、ですから最初からシナリオのリアリティを全部皆さんもご存じのごとく発言してしまうと、

このケーススタディをやる必要がなくなってしまうんです（54頁）。

(5) 事務局からの「重要政策課題の整理（案）」4頁には、「今後の原子力利用のあり方に関係する、原子力発電所を稼働させるのは安全性を確認してからにすべき、高経年炉を法令に則って廃止すべき、新增設はしないこととすべき、建設中の原子力発電所を除き新增設をしないこととすべき、高経年炉を最新炉にリプレースして安全性を高めるべき当のご意見は、同調査会におけるエネルギーミックスの議論状況を踏まえながら新大綱策定会議で議論して、方針を提示する必要がある」としながら（私は、意見分類Ⅰ、Ⅱ、Ⅲの分類の仕方は、このような考え方と矛盾していることを何度も指摘してきた。）、小委員会での総需要を1兆kWとし、2030年35%（5000kW）、20%（3000kW）、2020年0%との試算条件は、これらその前提に取り入れたものであり、その条件設定が恣意的であることを、前回会議でも多くの委員から指摘され、前述のとおり、近藤委員長からも、これは「ケーススタディ」であると述べられたものである。

(6) ケーススタディとして、自然体シナリオ（40年廃炉、事故・危険な原発の廃炉、新增設なし、稼働率70%の場合）として、2020年20%、2030年10%の場合を試算すべきである。



第2 小委員会での試算における疑問

(1) 原子力比率Ⅰ（原子力発電規模を福島第一原子力発電所の事故前の水準程度に利用

していく) についての非現実性、不当性は、第16回意見においても指摘したところである。

(2) 原子力比率Ⅱ(原子力発電規模を低減させ、一定の水準で利用していく)

2010～2030年の発電量が5.6兆 kWh という想定で、これは20年間の平均が2800kWh という計算になる。これは2010年度発電実績と同じであり「低減」になっていない。

さらに小委員会第12回資料1-2の9頁にあるように、全量直接処分ケースについて、MOX燃料加工追加のような無理な想定をしている。

それでも、核燃料サイクルの総費用は

全量再処理 8.3兆円

再処理・処分併存 8.1～8.3兆円

全量直接処分 5.6～5.7兆円

と、全量直接処分が経済的にも安い試算になった。

16～18頁に政策変更費用の想定があるが、事業費用に加えるものではない。架空の再処理工場を建設してかつ廃止する費用を加えても仕方が無い。むしろ現在経験しているように建設してトラブル続きで費用を浪費することを防ぐことができる。

小委員会第12回資料1-2の19～20頁に書かれている社会需要性も、そもそも再処理工場を建てなくて済むことが需要性を高める。このことが重要である。

同22頁に書かれている雇用影響などは、原子力産業に限定されたことである。省エネ産業や再生可能エネルギー産業の規模は、ドイツの経験(2011年の再生可能エネルギー産業の雇用が38万人)から見て日本でもこの減少分の約100倍にのぼり、吸収力があるので特段の問題は無い。むしろ、国庫負担が減り、市場経済に根ざした産業の育成も可能になる。

(3) 原子力比率Ⅲ(原子力発電規模を一定の期間をもってゼロとする。)

この試算でも、おかしな前提が色々ある。

2020年に原発をゼロにするとあるにもかかわらず、2010～2019年の発電量が2兆 kWh もあり、年平均で2000kWh と、2010年度実績2882万 kWh と比べて過大である。

さらに小委員会第12回資料1-3の10頁にあるように、全量直接処分ケースについて、MOX燃料加工追加のような無理な想定をしている。

それでも、核燃料サイクルの総費用は

全量直接処分 2.0～2.1兆円

と、原発を減らしながらも維持していく「ケースⅡ」よりはるかに安い試算になった。

同資料17～19頁に政策変更費用の想定があるが、事業費用に加えるべきものでは

ない。

社会需要性も、そもそも再処理工場を建てなくて済むことが需要性を高める。このことが重要である。

23頁以下の雇用については前述の通りである。

第3 試算から言えること

このように、前提について問題があるものの、少なくとも、2つのことが見えてきている。

- (1) 核燃料再処理が、仮に技術が完成したとしても直接処分よりも高コストであること。
- (2) 原子力比率Ⅱ（原子力発電規模を低減させ、一定の水準で利用していく）よりも原子力比率Ⅲ（原子力発電規模を一定の期間をもってゼロとする）の方が、コストが安いこと。（政策変更費用として六ヶ所村の再処理施設の廃止費用を加えるべきでないことはいうまでもない）

つまり、核燃料再処理技術が仮に完成したとしても、早期に脱原発し、再処理もしないことが経済性に優れている。

実際には、核燃料再処理技術はトラブルが続いており、その先の核燃料サイクルも見込みがない。結論として、再処理・核燃料サイクルは中止すべき、また脱原発を早期に進めるべきことを示している。

1. 4月20日付けで核燃料サイクル小委員会の試算結果について新聞報道があったにもかかわらず、なぜ今回の議題から外すのでしょうか。もし、これが「エネルギー環境会議」における選択肢にそのまま影響を与えるとすれば、新大綱策定会議における議論をあまりに軽視したもので非常に問題があると考えます。

2. とくに問題なのは、日本原燃の再処理施設の廃炉費用や未償却の資産の費用の5兆円を上乗せすると、直接処分があたかも一番高くつくかのような報道（たとえば、4月20日付け日本経済新聞「再処理やめる割高」）がなされており、誤った印象を与えています。

3. 何度かこの会議においても提起してきたように、六カ所村の再処理施設は典型的な失敗「公共事業」であり、しかもすでに発生している損失は巨額に上っています。

●六カ所村の再処理施設は1989年の建設申請から20年以上経過しても操業できず、建設費も申請時の7600億円から現在では約2兆2000億円にまで膨れあがっています。こうした事態に関して、電事連も「不確実性」があると認識したうえで、2005年に改めてバックエンド費用を18.8兆円と見積もり直しして事業継続を図りました。

●しかし、その後も稼働せず、1997～2005年まで引当金（再処理料金）のうち1兆1千億円を「前受金」として、日本原燃に貸し付けるという極めて変則的な措置で「建設費用」を賄っており、電力会社の変則的貸付なしには成り立たない状態になっています。

●その一方で、実際に稼働していないにもかかわらず、電力会社は原子力環境整備促進・資金管理センターの積立金を取り戻して、減価償却や人件費など「運転費用」として日本原燃に支払っています。その額はすでに1兆6169億円に達しています。これは明らかに核燃料サイクルの「隠れたコスト」になっています。

●さらに、2011年3月に日本原燃は4000億円の増資を行っておりますが、電力会社は自己資金（もとは利用者＝国民の電力料金）を使って引き受けたので、これも「隠れたコスト」です。こうしてみると、建設申請時からすでに約3兆5千億円もの国民に追加負担が生じており、2005年時点から見ても2兆円もの追加負担が生じていることとなります。

●さらに、新たな損失を表面に出さないために、いくつかの不透明な会計処理が行われています。引当金を積まないまま、2011年3月に5132億円の資産除去債務を負債計上しました。ところが、その引当不足分の「損失」にあたる項目は費用計上されていません。また、同時にウラン濃縮施設に更新しましたが、この新しいウラン濃縮施設については有形固定資産とせず資産除去債務を計上しないで、あらたに投資その他の資産に「廃止措置資産」という項目を設けて処理しています。これが上の資産除去債務の約5000億円と見合っているというわけですが、40年後に今の電力会社が存続しているかどうか不確定で、本

当に入るかどうか分からない収入を当てにせず、資産除去債務を計上しないですまそうと
しています。また、本来、再処理施設の廃止措置に関して必要なコストは 1.5 兆円～2 兆円
とされていますが、現在はこの「廃止措置資産」分しか資産除去債務は負債計上されてい
ないのもツジツマがありません。

4. そもそも直接処分と原発ゼロのケースだけ政策転換コストを乗せるというやり方は重
大な問題を含んでいます。再処理を続けるケース（併用方式も含めて）でも、いずれ 40 年
間稼働（その見込みはありませんが）の後に、廃炉にするプロセスと廃炉費用が生ずるの
で、2030 年時点だけを切り取って「費用」化させるのは、あまりに恣意的だからです。ま
してや稼働せず、国民に追加負担をもたらしている施設を「資産」として上乗せするなど、
もってのほかです。むしろ全量再処理と併用ケースこそ、六カ所の再処理施設の稼働の見
込みの立たない中で最もコストが高くなる方式であり、最悪の場合、12 兆円もの積立金（予
定）がすべてドブに捨てられることとなります。

新大綱策定会議は国民のために議論する場です。委員長も事務局もこうした重大な問題
をなぜ一貫して無視するのか、理由を明らかにしてほしい。

5. こうした「操作」が行われている現状では、先回も指摘した試算の数値に関する恣意
性の問題は消えるどころか、ますます疑いが濃くなります。

● 原発の新規建設を行わず、40 年廃炉の原則を守れば、2030 年時点で稼働する原発は 19
基（年頭時点で 20 基、年末時点で 18 基）になります。原発依存度は 10%程度になります。
多くの世論調査を見るかぎり、「漸進的に原発をなくす」と「原発をただちになくす」が圧
倒的に多数を占めています。10～15%のケースを排除することは、国民の多数が支持する
ケースを意図的に排除することを意味します。極めて問題です。

●（原子カプセルを除いて）国民のほとんどが望んでおらず、福島原発事故の深刻さを無視
した 35%のケースは実際にはありえないケースです（しかも、稼働率 80%を想定してお
り先のコスト計算とも全くツジツマが合わない）。他方で、原発ゼロのケースだけが 2030
年でなく 2020 年になっています。恣意的に極端なケースを想定し、原発依存度 20%で再
処理と直接処分の併用ケースが、あたかも「中間的」であるかのような印象を与えよう
としています。しかし、これは最悪のケースの一つです。新規建設をするか老朽原発を動か
したうえで、稼働の見込みが立たず膨大な損失を出している六カ所村の再処理工場の「壮
大な無駄」を追認することになるからです。

● そもそも多くの国民が望んでいる選択肢は、原発 0%、原発 10～15%、せいぜい広げて
原発 20%のケースです。どういうペースでどの程度原発を再稼働し、廃炉にしていくか
という選択が議論すべき問題です。現在、小委員会が行っている試算に基づいて選択肢が国
民に提示されれば、利害関係者と利益相反委員たちがお手盛りで決めたとして信頼性を失う
ことになるでしょう。私は強く反対いたします。

平成 24 年 4 月 24 日

原子力委員会 新大綱策定会議（第 17 回）への資料提出

全国原子力発電所所在市町村協議会

全国原子力発電所所在市町村協議会では、去る 4 月 9 日、国に対して原子力発電に関する要請を行いましたので、この要請書を新大綱策定会議（第 17 回）に資料として提出します。

提出資料

・原子力発電に関する要請書

参考URL

<http://www.zengenkyo.org/katudou/youbou.html>

以 上

原子力発電に関する要請書

全国原子力発電所所在市町村協議会

要請書

福島第一原子力発電所事故の発生から1年余りが経過したが、被災者が元の生活に戻れる時期は未だ見通せず、今後の生活への不安が国に対する不信となって表れている。

国においては、安全対策・防災体制強化のため各種審議会にて、現在も福島第一原子力発電所事故の徹底的な原因究明が行われているところであるが、今般の原子力災害においては、国の初動対応の不手際や複合災害を想定していない従来の防災体制が全く機能しなかったことは明らかであり、また、その後の対応、施策についても多くの課題が発生している。

このことは、住民の安心安全を大前提に原子力政策に協力してきた立地地域にとって重大な問題であり、国策としてのエネルギー政策の根幹を揺るがしている。

これらのことから、全原協では「原子力災害検討ワーキンググループ」を設置し、被災自治体との意見交換等を通じて、原子力災害対応における課題・問題を立地地域の視点から独自に調査・検討し、抽出した。

国においては、次の事項が国民の原子力発電への安心・信頼を取り戻し、立地地域住民の理解を得るために解決しなければならない必須の課題であることを強く認識し、速やかに対応するよう要請する。

平成24年4月9日

全国原子力発電所所在市町村協議会

会長 敦賀市長 河瀬 一 治

要 請 項 目

1 被災地の復旧復興について

- (1) 被災地の復旧復興

1 安心安全の確保について

- (1) 安全規制体制の充実強化
- (2) 防災体制の強化
- (3) 情報連絡体制の強化
- (4) 災害対応の強化
- (5) ヨウ素剤の配布・服用
- (6) 住民対応の強化
- (7) 健康管理体制の強化

1 原子力政策について

- (1) 原子力政策
- (2) 電源三法交付金の充実

別添 防災道路に関する資料

1 被災地の復旧・復興について

(1) 被災地の復旧・復興

原子力災害により避難を余儀なくされている住民は、慣れない環境の中で大きな不安を抱えながら生活している。

被災住民との意見交換の中では、「子どもが友達と離れて学校生活を過ごしている」、「山林や住宅内部の除染が本当に可能なのか」、「何年すれば帰れるのか」といった切実な思いや困難な生活状況を伝えられた。

また、仮設住宅での不便な生活や損害賠償手続きに関わる煩雑さなど、日々の暮らしに密着した要望も多く挙げられている。

【要望事項】

- ① 被災地の復旧・復興に全力で取り組むこと。
- ② 住宅・雇用・資金等の被災地の生活基盤復旧に必要な支援を行うこと。
- ③ 国が前面に立って、被災地域の速やかな除染を実施し、被災者の一日も早い帰郷を実現すること。
- ④ 長期間放置されたことにより居住が不可能となった家屋については、国の責任において復興住宅を建設し、生活基盤を再建すること。
- ⑤ 国自らが、被災市町村及び被災者との意見交換を行い、現場に則した支援を実施すること。

1 安心安全の確保について

(1) 安全規制体制の充実・強化

福島第一原子力発電所事故の発生により、原子力安全規制体制に対する信頼は大きく損なわれている。

国においては、ストレステストの実施や運転期限を原則40年とする安全規制の強化策等の対応がとられているが、科学的知見の根拠に基づいた説明が尽くされておらず、立地地域は国への不信を募らせており、更なる混乱を招いている。

【要望事項】

- ① 規制機関の実効性と透明性を高めるとともに、「どのように安全性が向上するのか」を住民に分かりやすく説明すること。
- ② 原子力規制庁の人事は、特定幹部に限定することなく、ノーリターン制を厳格に適用し、国民の目に見えるよう、規制と推進の明確な分離を図ること。
- ③ 安全規制に携わる人材を全国に公募するなど、人員の大幅な増強を行い、現場に即した規制体制を構築すること。
- ④ 福島第一原子力発電所事故の徹底検証・知見の反映を行い、万全の安全対策を実施すること。
- ⑤ 科学的・技術的知見に基づく安全基準を設定するとともに、その内容を住民・国民に分かりやすく説明すること。
- ⑥ 原子力災害に至った原因を徹底的に調査・検証し、新しい安全規制体制に確実に反映させること。

(2) 防災体制の強化

これまでの防災対策では、自然災害と原子力災害の複合災害を検討すべきとの問題提起に対してその対応が取られてこなかった。

今般の東日本大震災においては、防災拠点となるオフサイトセンターの機能が失われるとともに、被災市町の多くは、地震・津波災害に伴う住民対応に注力せざるを得ない状況であり、オフサイトセンターに要員を派遣することが出来なかった。

国、県、市町の連携がとれない中、国においては、法律の規定にない「計画的避難準備区域」や「緊急時避難準備区域」を設定するなど、想定を超える災害対応は市町村の混乱を招いた。

また、行政機能の当該市町村域外への移転という異常事態は、著しく自治体機能を低下させた。

【要望事項】

- ① 今回の防災対策・対応についての調査・検証を行い、防災指針や危機管理体制等を抜本的に見直すこと。
- ② オフサイトセンターの施設整備・機能強化及び代替防災拠点の整備を行うとともに、市町村へ国からの防災担当職員の派遣など、複合災害時においても、有効に機能する体制を構築すること。
- ③ 原子力災害の広域化に備え、国及び道県が主導して、行政機能移転先の確保等、市町村をバックアップ出来る体制を構築すること。
- ④ 津波に備えるため、立地地域近隣の海域にGPS波浪計を設置し、ナウファス（全国港湾海洋波浪情報網）等を活用した津波情報提供体制の整備を図ること。

(3) 情報連絡体制の強化

福島第一原子力発電所事故においては、大規模自然災害による混乱、停電、通信不良等により、既存の連絡体制が機能不全に陥った。

国や県からの指示・連絡はほとんどなされておらず、自然災害への対応が困難を極める中、被災市町は独自で原子力災害に関する情報収集・判断や住民への説明を行うことを強いられた。

また、事業者からの立地町への情報連絡については、事業者職員の派遣などによって一定の連絡体制が確保されていたが、周辺市町においては派遣も行われず、情報格差が生じていた。

【要望事項】

- ① 停電、回線切断・混乱等を想定した通信手段の強化・拡充を図り、いかなる災害時においても有効に機能できる連絡体制を構築すること。
- ② 原子力災害発生時に防災専門職員を各市町村の災害対策本部へ派遣し、市町村への適切な情報提供と助言を行うこと。
- ③ 広域に及ぶ原子力災害に備え、周辺市町村への連絡体制を強化し、国、道県、立地・周辺市町村、事業者が相互に連携できる体制を構築すること。

(4) 災害対応の強化

福島第一原子力発電所事故においては、市町村の対応能力を超えた広域避難を余儀なくされた。

国及び県からは、避難先・避難経路・避難方法等の明確な指示は無く、市町村が孤立無援の中でその区域を超えた災害対応を行わなければならない状況であった。

避難にあたっては、国及び県が主導的な役割を果たせなかったことや従来の想定を超える範囲での避難が行われたことで、避難所が満杯で住民が避難先を転々とする事態が発生した。

立地地域では、避難道路整備の必要性を再三にわたって要望してきたにも拘らず、道路整備がなされなかったことやこれまで想定をしてこなかった自家用車避難によって、許容できる交通量を超えた避難車両が発生し、長時間の交通渋滞が発生した。

また、放射能の拡散予測情報が得られなかったことから、放射性物質が拡散する方向に避難する事態が発生した。

更に、原子力災害の被災地域では、救援物資の搬入が滞る事態や空き巣被害等が発生した。

【要望事項】

- ① 防災関係機関の役割や責任を明確にし、原子力災害時に主導的な役割を確実に果たせる体制を構築すること。
- ② 広域避難に係る避難先・避難経路・避難方法及び原子力災害被災地域への救援物資の輸送方法・計画等を国の責任において予め設定し、一元的に管理すること。
- ③ 新規避難道路の整備や既存道路の改良・整備を支援すること。（別添参照）
- ④ 放射能拡散予測情報が市町村に提供されなかった原因を調査・検証すること。
- ⑤ SPEEDIネットワークシステム全体の多重化・多様化、評価範囲の広域化等の強化を図り、緊急時に市町村へ確実に情報提供ができる体制を整備すること。
- ⑥ 原子力災害に係る法の制定・整備を行い、現行法の枠組みを超えた災害に迅速に対応できる体制を構築すること。
- ⑦ 避難区域が設定された時点での警戒・警備、立入規制等についての調査・検証を行い、大規模災害時の財産の保全についての対策を改善すること。

(5) ヨウ素剤の配布・服用

福島第一原子力発電所事故においては、国からの適切な指示がなく、住民避難完了後に、ようやく20km圏内の住民に投与が指示されていた。

このため、ヨウ素剤の配布・服用を各市町又は避難所が独自に判断を強いられる事態となった。

【要望事項】

- ① ヨウ素剤の配布・服用の指示及び伝達の在り方について、検証を行い、原子力災害時に有効に機能する体制を構築すること。
- ② 医療関係者を広域的に確保・派遣し、複合災害時においても、ヨウ素剤の服用を適切に実施できる体制を構築すること。

(6) 住民対応の強化

市町村の区域を超えた原子力災害の発生によって、住民及び自治体は極めて大きな負担を強いられている。

市町においては、限られた職員で広域化・長期化する避難所の対応を行わなければならず、住民対応が極めて困難な状況に陥っていた。

住民においては、家族、友人、地域のコミュニティ等が分断され、慣れない環境での生活を余儀なくされていた。

特に、子どもたちは、避難先での慣れない生活に加え、就学環境の激変による精神的ストレスの影響が懸念される。

また、災害時要援護者や医療機関入所者等の広域避難にあたっては、避難方法や受入先の確保に大きな困難が生じた。

【要望事項】

- ① 避難の広域化・長期化に備え、災害時における市町村への職員派遣等を迅速に行える支援体制を構築すること。
- ② 災害時に速やかに精神科医、保健師を配置し、住民及び自治体職員の健康管理、精神的なケアが行える体制を構築すること。
- ③ 医療機関等の入所者の受け入れ先を予め設定し、医療設備・スタッフを確保すること。
- ④ 子どもたちの就学環境について、早期に整備・改善すること。

(7) 健康管理体制の強化

福島第一原子力発電所事故においては、住民の被ばく調査が速やかに行われなかった。

特に、放射性ヨウ素に対する感受性の高い子どもたちの被ばく調査が行われていないため、将来に及ぶ健康不安や被ばくによる影響が懸念される。

国及び県の対応の遅れにより、住民の不安は極限に達するとともに、国民全体に放射能・放射線に関する知識が不足していたことも相まって、スクリーニングを受けていない住民が医師の診察を受けられないなどの風評被害が発生する事態に陥った。

また、被災市町自らが被ばく調査に必要な機器を購入し、住民対応に当たらなければならない状況であった。

【要望事項】

- ① 緊急時に速やかに被ばく調査（内部・外部）が実施される体制を構築すること。
- ② 住民への継続的な健康調査を実施し、安心安全を確保すること。
- ③ 子どもへの被ばく調査を重点的に行い、将来にわたる健康への不安を解消すること。
- ④ 被ばく調査に必要な機器及び人員については、国の責任において配備すること。
- ⑤ 国民に対し、放射線の健康への影響等に関する正しい知識の普及に努めること。

1 原子力政策について

(1) 原子力政策

原子力政策の方向性が明示されない中、立地地域においては、多くの困難に直面しながら、懸命に原子力行政に取り組んでいる。

また、使用済燃料の中間貯蔵、再処理、高レベル放射性廃棄物の最終処分など、これまでも早期に解決を求めてきた事項について、国からは未だ明確な解決策が提示されておらず、国民の原子力政策への不信感を招く要因となっている。

【要望事項】

- ① 福島第一原子力発電所事故を踏まえ、国として、これからの原子力発電のあり方について明確に示すこと。
- ② 国は、強いリーダーシップの下に、放射性廃棄物の最終処分等の原子力政策に係る諸課題を解決し、国民の不信を解消すること。
- ③ 原子力の安全は国が責任を持つ姿勢を具体的に示し、実行すること。

(2) 電源三法交付金の充実

被災市町では、復旧・復興への財政需要が高まっているが、電源三法交付金は、発電用施設の設置及び運転の円滑化を目的としたものであるため、今後の復旧・復興に向けたまちづくりへの影響が懸念されている。

また、その他の立地地域においても、福島第一原子力発電所事故以降、住民の原子力に対する意識が高まっており、住民理解のために新たな取組が必要となっている。

【要望事項】

- ① 立地地域が対応を余儀なくされる廃炉時（施設の解体撤去）までを対象とした、交付金制度の拡充・創設を行うこと。
- ② 電源三法交付金について、事故対応やそのための基金の造成等への使途拡大及び交付金の上積みを行うこと。
- ③ 広報安全等対策交付金を堅持し、現場に即した運用を行えるよう使途拡大及び事務の簡素化を行うこと。
- ④ 原子力発電所の再稼働及び建設工事等の延期及び新たな原子力政策による立地地域の影響を緩和するため、特別な支援を行うこと。

全国原子力発電所所在市町村協議会
名 簿

○ 会 員 (24市町村)

平成24年4月現在

職 名	会 員 名				職 名	会 員 名			
会 長	敦 賀 市 長	河 瀬 一 治	敦 賀 市 議 会 議 長	堂 前 一 幸					
副 会 長	双 葉 町 長	井 戸 川 克 隆	双 葉 町 //	佐 々 木 清 一					
//	東 海 村 長	村 上 達 也	東 海 村 //	村 上 邦 男					
// * 1	柏 崎 市 長	会 田 洋	柏 崎 市 //	霜 田 彰 晋					
//	美 浜 町 長	山 口 治 太 郎	美 浜 町 //	北 村 善 文					
// * 2	薩 摩 川 内 市 長	岩 切 秀 雄	薩 摩 川 内 市 //	川 畑 照 宣					
理 事	泊 村 長	牧 野 浩 臣	泊 村 //	宇 留 間 善 文					
//	東 通 村 長	越 善 靖 夫	東 通 村 //	小 笠 原 清 春					
//	女 川 町 長	須 田 善 明	女 川 町 //	木 村 公 憲					
//	御 前 崎 市 長	須 石 原 泉 勝	御 前 崎 市 //	後 櫻 井 俊 一					
//	志 賀 町 長	小 松 泉 浦 正 和	志 賀 町 //	林 澤 干 城					
//	松 江 市 長	山 下 澤 和 満	松 江 市 //	松 石 戸 部 秀 政					
//	伊 方 町 長	山 金 龜 山 場 藤 勝 也	伊 方 町 //	石 阿 吉 宮 本 内 藤 谷 皓 左 一					
	大 石 間 卷 市 長	金 龜 山 場 藤 勝 也	大 石 間 卷 市 //	石 阿 吉 宮 本 内 藤 谷 皓 左 一					
	浪 江 町 長	馬 遠 草 野 田 宏 夫	浪 江 町 //	阿 吉 宮 本 内 藤 谷 皓 左 一					
	富 岡 町 長	遠 草 野 田 宏 夫	富 岡 町 //	山 佐 新 的 欣 輝					
	檜 葉 町 長	品 時 野 岡 瀬 原 重 利 海 網 雄	檜 葉 町 //	山 佐 新 的 欣 輝					
	刈 羽 村 長	品 時 野 岡 瀬 原 重 利 海 網 雄	刈 羽 村 //	山 佐 新 的 欣 輝					
	お お い 町 長	品 時 野 岡 瀬 原 重 利 海 網 雄	お お い 町 //	山 佐 新 的 欣 輝					
	高 浜 町 長	品 時 野 岡 瀬 原 重 利 海 網 雄	高 浜 町 //	山 佐 新 的 欣 輝					
	上 関 町 長	品 時 野 岡 瀬 原 重 利 海 網 雄	上 関 町 //	山 佐 新 的 欣 輝					
監 事	大 熊 町 長	品 時 野 岡 瀬 原 重 利 海 網 雄	大 熊 町 //	山 佐 新 的 欣 輝					
//	大 玄 海 町 長	品 時 野 岡 瀬 原 重 利 海 網 雄	大 玄 海 町 //	山 佐 新 的 欣 輝					

* 1 : 電 源 三 法 検 討 委 員 長 * 2 : 新 税 検 討 委 員 長

○ 準 会 員 (7市町村)

職 名	準 会 員 名			職 名	準 会 員 名		
	神 恵 内 村 長	高 橋 昌 幸	六 ヶ 所 村 長	古 川 健 治			
	共 和 町 長	山 本 栄 二	長 浜 市 長	藤 井 勇 治			
	岩 内 町 長	上 岡 雄 司	高 島 市 長	西 川 喜 代 治			
	む つ 市 長	宮 下 順 一 郎					

○ 事 務 局 敦 賀 市 企 画 政 策 部 原 子 力 安 全 対 策 課
〒914-8501 福 井 県 敦 賀 市 中 央 町 2 丁 目 1 番 1 号
TEL 0 7 7 0 - 2 2 - 8 1 1 3
FAX 0 7 7 0 - 2 2 - 1 7 4 3
URL <http://www.zengenkyo.org/>

第 17 回新大綱策定会議意見書

サイクルコストに関する誤解を正すべき

2012.4.24

伴英幸

第 12 回の原子力発電・核燃料サイクル技術等小委員会で公表された 2030 年までの、原子力比率ごとの事業費用に関する報道は、同小委員会の主旨を誤解した報道になっている。具体的には、六ヶ所再処理工場の閉鎖に関する費用（政策変更コスト）を事業費用と合算して報道されている点である。

原子力比率 20% のケースの場合の委員会資料と報道

総費用	シナリオ1	シナリオ2		シナリオ3
		中間貯蔵分を再処理	中間貯蔵分を直接処分	
ベース値(兆円)	8.3	8.3	8.1	5.6~5.7
報道(単位兆円)*	8.3		8.1	10.6~10.7

(*：朝日、毎日、読売などの各紙)

近藤駿介原子力委員長ならびに鈴木達治郎小委員会座長がはっきりと説明したように、政策変更に伴って発生する費用を事業費用に加えるべき性質のものではない。にもかかわらず、主旨が誤解されて報道されたことは非常に残念であり、政策決定の判断を誤らせることになりかねない。今回の策定会議の議題には入っていないが、新大綱策定会議の委員の方々には誤解のないように明瞭に説明していただきたい。

核燃料サイクルの事業を考えると、明らかに再処理しないほうに経済合理性があることが示された。これは政策を判断する場合の一つの基準ではあるが、仮にこの判断に基づいて政策を変更した場合に発生する政策変更コストは、その額の正当性を含めて、だれがどのように負担していくのかを別途議論していくべきものだと考える。

誤った資料に基づいて再処理事業を継続すれば、いっそう深刻な経営破たんを招くことになる。

参考として「罨に陥る意思決定」(PHP 政策研究レポート)を添付する

罠に陥る意思決定

(1) 罠に陥る意思決定

意思決定を行う場合、将来に向けて間違いのない決定を行うことが求められやすい。しかし、それは非現実的である。仮にそうした実態を求めた場合、本号の【視点・論点】「改革に向けた組織・地域の「納得性」問題」で見たように、「過去の経験に基づく完璧な予測」の追求とならざるを得ない。その背後には、「必要な情報が全て確保でき、それに基づいて論理的に将来を見通すことができる」との思考が存在する。しかし、ここで形成される将来像の実態は、限定的な情報と能力、そして経験に基づいて形成された「願望的将来像」に過ぎない。意思決定が合理性を求めると、合理的プロセスから生み出される結果は、極めて限定的な条件の中でのみ成立する願望的結論を導きやすい。加えて、こうした意思決定は、極めて高い潜在的リスクを抱えた思い込みに近い「質」に止まる場合も少なくないのである。さらに深刻な問題として、こうした当初の「願望的意思決定」がそれに続くその後の意思決定に深刻な影響を与え、事業等を失敗に導く状況が作り上げられることである。すなわち、願望的意思決定の抱える潜在的リスクが次の意思決定にまで引き継がれ、リスクが相乗していく状況である。こうした状況を「罠に陥る意思決定」(entrapment)と言う。「罠に陥る意思決定」では、意思決定者自身が罠に陥っていることを認識できず、正当性を感じながらさらに罠に陥っていくことが多い。以下では、意思決定の連鎖が罠に陥っていくプロセスを整理し、その問題点を検証する。

(2) 戦略的意思決定の罠

行政組織、民間企業を問わず、一定の目的に向けた資源の継続的な投入に関する戦略的意思決定が重要視されている。しかし、この戦略的意思決定は、「罠に陥る意思決定」の代表格であることを忘れてはならない。それは、戦略的意思決定が中長期の組織の行動様式を規定するものであり、結果が短期間には明確化しない中長期的な組織行動に関与する意思決定だからである。このため戦略的意思決定は、戦略放棄のルール化がなされていない場合には願望的意思決定から資源投入を続け、潜在的リスクを堆積させる原因ともなる。戦略的意思決定に基づく願望的意思決定が次の意思決定に連鎖し、無用な中長期にわたって組織等に対する関与を続けてしまう状況である。こうした「罠に陥る意思決定」は如何なる場合に生じるのか。それは、効果とコストの関係が時間的・場所的に乖離し両者を一体として認識できない場合、あるいはコストの発生が非常に間接的でほとんど認識されない場合などである。財政錯覚の状況も効果とコストの乖離によって生起することから、放置すれば毎年度の予算編成で「罠に陥る意思決定」を繰り返し、財政悪化を深刻化させる要因となるのである。

(3) サンク・コスト理論(sunk cost theory)

こうした「罠に陥る意思決定」を克服する手段として「サンク・コスト理論」がある。「サンク・コスト」とは、回収困難なコストを意味する。このサンク・コストを将来に向けた意思決定においては参考としない考え方が「サンク・コスト理論」である。公共事業や研究活動など中長期的な施

【視点・論点】 自治体経営

策、事務事業についての将来に向けた意思決定においてサンク・コストを考慮に入れることは、追加的財政支出を正当化し罫に陥る意思決定を継続する危険性が高い。つまり、回収困難なコストは考慮に入れず、将来に向けた効果とコストを相互比較して意思決定することが必要との指摘である。

しかし、現実的に将来に向けた意思決定においてサンク・コストを考慮から除外することには困難が伴う。なぜならば、「不合理なエスカレーション現象」が生じるからである。「不合理なエスカレーション」とは、罫に陥る意思決定を繰り返し、意図しないリスクを堆積させているほど、サンク・コストを考慮から除外することが困難となる現象を意味する。すなわち、サンク・コストの大きさに比例して不合理なエスカレーションを深刻化させやすいのである。したがって、中長期的な施策や事務事業ほど不合理なエスカレーション状況に陥り、「罫に陥る意思決定」を繰り返す。こうした状況の根底には、意思決定が主観的満足度に依存し、客観的期待値には依存しない実態にあることが指摘できる。主観的満足度への依存状況では、満足感よりも不満足感の方が選択されやすいことから、リスクが拡大しているケースではよりリスクな選択を行ってしまう傾向にある。こうした傾向のことを「フレーミング効果」と言う。「フレーミング効果」は、自己の意思決定による不合理なエスカレーション状況の中で一層深刻化しやすい。それは、自己正当化の意識の下で肯定証拠の積極的な模索が繰り返され、自己の先行する意思決定に反した情報を無意識のうちに排除しやすい体質となることによってもたらされる。縦型のネットワークによる意思決定の場合、組織としての自己意思決定を繰り返すため、こうした状況の中で不合理なエスカレーション状況を深刻化させやすいのである。

(4) 罫に陥る意思決定の克服

「罫に陥る意思決定」を克服するためには、いくつかの工夫が必要である。第1に、罫に陥る意思決定は戦略放棄のルール化がなされていない場合に深刻化することから、意思決定においては常に放棄の意思決定が発動される基準をルール化しておく必要がある。撤退のルールを事前に設定しておくことである。一定の目標から現実が乖離した場合にどのように対応するかを事前に決めておくのがコンティンジェンシー計画であり、この撤退のルール化もその一つと言える。

第2に、サンク・コストを将来についての意思決定から意識的に除外する努力を行うと同時に、将来コストのみで意思決定する仕組みを形成することである。これは無意識に過去の回収困難なコストを意思決定の中でエスカレーションすることがないように努力することを意味する。

第3に、第2で指摘した「サンク・コストを将来についての意思決定から意識的に除外する」ことのために、自己正当化に拘ることなく、自己の先行する意思決定に反した情報を積極的に収集するネットワークを意識的に形成することである。そのためには、過度な競争意識を排除する必要がある。競争意識の背後には、常に自己正当化の意識が存在するからである。

第4に、意思決定の結果ではなく、プロセスを重視することである。合理的な結果を敏速に得る意思決定を行おうとするほど、限定的な情報や知識に依存し「願望的将来像」や「思い込み体質」に支えられた「過去の経験に基づく完璧な予測」を行いやすい。完璧な予測の追求は、不合理なエスカレーション状況を深刻化させフレーミング効果を強めるだけの結果となる。